

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年八月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年八月二十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 田 中 勝 也

一 道路の種類 県道

二 路線名 蓮田白岡久喜線

三 道路の区域

| | | |
|--|----------------|-----------------|
| 新 | 旧 | 旧 新 別 |
| 白岡市小久喜字里一三四九番一地先 から同市寺塚字仙在三九六番一地先 まで | | 区 間 |
| 一〇・三七〇 一四・四一 | 七・八〇〇 一三・六六 | 敷地の幅員 (メートル) |
| 七六三・四〇 | | 延長 (メートル) |
| | | 備 考 |